

清荒神参道地区まちづくりルールチェックシート

地区まちづくりルール	配慮した具体的な内容 (開発事業者が記入してください。)	※審査欄
第5条(建物の用途)		
開発事業者は、建築物の建築計画にあたっては、建築物の直接参道へ通ずる階はできるだけ店舗とするよう努める。ただし、店舗とすることが出来ない場合は、景観ルールに十分に配慮しなければならない。		
第6条(カーポート)		
開発事業者は、開発事業の計画にあたっては、カーポートはできるだけ参道に面して設置しないよう努める。ただし、無理な場合は、景観ルールに十分に配慮しなければならない。		

備考

- 1 清荒神参道地区まちづくりルール対象区域内のすべての開発事業は、開発構想届にこのチェックシートを添付してください。
- 2 配慮した具体的な内容欄は、地区まちづくりルールに配慮した内容を、具体的に開発事業者が記入してください。
- 3 開発構想届に添付する配置図又は土地利用計画図等には、配慮した具体的な内容を記入してください。
- 4 景観ルールに配慮した場合は、内容がわかる図面等を添付してください。
- 5 ※審査欄は、記入しないで下さい。